

# ラジコン式草刈機 貸出規定

## 1. 趣旨

自治会や町内会、河川愛護活動団体など（以下、「使用者」という。）が実施する河川堤防や公共用地の草刈りなどの環境保全活動について、市河川課が保有するラジコン式草刈機（以下、「草刈機」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする

## 2. 貸出対象等

草刈機の貸出を受けることができる者

- (1) 河川愛護活動団体として藤枝市に登録しているもの
- (2) 自治会や町内会など自治組織
- (3) 道路、公園など公共用地の管理者
- (3) その他、市が認めるもの

草刈機の貸出しの対象となる作業

- (1) 河川堤防など河川敷地の草刈り
- (2) 道路、公園など公共用地の草刈り
- (3) その他、市が認めるもの

## 3. 貸出の期間

1回の貸出は、1時間単位で半日（8時から12時、13時から17時）を上限とする。ただし、市河川課が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## 4. 貸出方法

- (1) 草刈機の貸出は、使用する14日前まで（14日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）に予約するものとする。
- (2) 予約方法は、ロゴフォーム、電話、ファックス、メール若しくは窓口にて直接行うものとする。なお、電話・窓口予約の受付時間は、開庁日の8時30分から17時とし、予約は受付順とする。
- (3) 雨天等により貸出を中止する場合は、速やかに市河川課へ連絡するものとする。
- (4) 草刈機の運搬・回収は市河川課（委託者含む）で行うものとする。
- (5) 使用者は、市河川課（委託者含む）から草刈機の使用説明を受けた上で、作業を開始するものとする。
- (6) 使用后、使用者は市河川課（委託者含む）立会いのもと、燃料を補充した草刈機を引き渡すものとする。

## 5. 費用負担

- (1) 草刈機の使用料は、無料とする。
- (2) 草刈機の燃料費は、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者の保険等は使用者で負担の上、加入すること。
- (4) 燃料は、レギュラーガソリン以外を使用しないこと。

## 6. 返却

使用者は、使用後の草刈機のキャタピラ一部をホウキ等で清掃した上で、返却するものとする。

## 7. 使用者の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 営利目的で使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸しはしないこと。
- (3) 草以外のものを刈り払いしないこと。
- (4) 作動音、散乱等による周辺住環境への影響を十分配慮すること。
- (5) 以下、操作上のポイントを遵守の上、草刈機を使用すること。

### 【操作上のポイント】

- ・草刈機の操作中は、周囲の安全確認をし、操作者以外の第3者を近づけないこと。  
また、草刈機の前後には立たないこと。
- ・公道上で使用しないこと。
- ・草刈機の操作中は、草刈機の回転部や高温部などの危険部には触れないこと。
- ・草刈機に乗車しないこと。
- ・夜間など周囲の状況が把握しにくい場所で使用しないこと。
- ・雨天など悪天候時は使用しないこと。
- ・急発進、急加速、急旋回、急停止をしないこと。
- ・使用可能な傾斜角度を守ること。(法面平行方向 45 度以下、法面垂直方向 25 度以下)
- ・凸凹の激しい傾斜で使用しないこと。
- ・斜面で旋回するときは、十分に速度を落とすこと。
- ・障害物や突起物を無理に乗り越えないこと。
- ・降雨後の濡れた斜面や、草丈の長い斜面、地盤が軟弱な斜面では、草刈機を速度を落として使用すること。
- ・下り坂では、草刈機を低速で走行させること。
- ・溝や土手の端、崖っぷち、水際等の場所など、機械が脱落し破損する恐れがある場所で使用しないこと。

- ・草刈機の使用中は、脇見運転をしないこと。
- ・その他、草刈機の操作中に危険を感じるような使用をしないこと。

## 8. 事故等の報告

使用者は、事故が発生し、草刈機をき損又は亡失したときは、直ちに市河川課へ報告するものとする。

## 9. 損害賠償等

使用者は、故意により草刈機を破損し、又は紛失した場合には、その損害を賠償しなければならないものとする。

使用者は、使用者のケガ並びに第三者への損害について、全ての責任を負うものとする。

## 10. その他

この規定に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

この規定は、令和7年4月1日から適用する。

### 管理者

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市都市建設部基盤整備局 河川課

電話 054-643-3111 (代表)

054-643-3516 (直通)